

議案第125号

湯梨浜町手数料条例の一部を改正する条例について

次のとおり、湯梨浜町手数料条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年12月19日提出

湯梨浜町長 宮 脇 正 道

湯梨浜町条例第 号

湯梨浜町手数料条例の一部を改正する条例

湯梨浜町手数料条例（平成 16 年湯梨浜町条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の別表中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄の別表中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第 1（その 1）（第 2 条関係）		別表第 1（その 1）（第 2 条関係）	
手数料を徴収する事項	金額	手数料を徴収する事項	金額
略		略	
<u>戸籍の記録事項証明又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（広域交付による交付を含む。）</u>	1通につき 450円	戸籍の記録事項証明	1通につき 450円
<u>磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（広域交付による交付を含む。）</u>	1通につき 750円	<u>除かれた戸籍の記録事項証明</u>	1通につき 750円
<u>除かれた戸籍の謄抄本（広域交付による交付を含む。）</u>	1通につき 750円	除かれた戸籍の謄抄本	1通につき 750円
戸籍に記載した事項に関する <u>証明書</u>	証明事項1件につき 350円	戸籍に記載した事項に関する <u>証明</u>	1通につき 350円
除かれた戸籍に記載した事項に関する <u>証明書</u>	証明事項1件につき 450円	除かれた戸籍に記載した事項に関する <u>証明</u>	1通につき 450円
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行	戸籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 400円（ただし、同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項が記載された戸籍の謄抄本又は戸籍証明書の		

	請求を行う場合における当該発行を除く。)		
除籍電子証明書提供用識別符号の発行	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円 (ただし、同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除籍の謄抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)		
戸籍の届出若しくは申請の受理証明書又は届書その他の受理した書類の記載事項証明書又は届書等情報の内容証明書	1通につき 350円	戸籍の届出若しくは申請の受理又は届書その他の書類の記載事項に関する証明	1通につき 350円
上質紙を用いた婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁又は認知の届出の受理に関する証明書	1通につき 1,400円	上質紙を用いた婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁又は認知の届出の受理に関する証明	1通につき 1,400円
戸籍の届出その他の書類又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧	書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき 350円	戸籍の届出その他の書類の閲覧	1回1件につき 350円
略		略	
(その2)		(その2)	
略		略	

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。